

# 令和5年度（2023年度）八王子市高齢者施設等PCR検査等補助事業 （12月以降実施分対象） 詳細

## 1. 事業の対象となる範囲と申請方法について

（対象介護サービス）

（1）対象となる事業所は以下の指定介護サービス事業所になります。

通所系サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防含む） 予防通所介護相当サービス、通所リハビリテーション（予防含む）
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設（密着特養。 <b>利用者のみ。</b> ) 短期入所生活介護（予防含む）、短期入所療養介護（予防含む）
その他サービス	小規模多機能型居宅介護（予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（予防含む。 <b>利用者のみ。</b> )
訪問系サービス <b>（従事者のみ）</b>	訪問介護、予防訪問介護相当サービス、訪問型サービス A 訪問入浴（予防含む）、訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

（対象となる検査）

（2）対象となる検査は、令和5年（2023年）12月1日から令和6年（2024年）3月29日までの間、法人又は事業所が自費で行い、従事者及び利用者を実施されるPCR検査及び抗原定量検査、並びに利用者を実施される抗原定性検査のうち、他に補助金等を受けていないものです。ただし、検体プール検査法によるものは対象外となります。

（対象となる経費）

（3）対象となる経費は検査費用、検体採取料、検体輸送代及び結果判断料です。

（対象となる検査対象者）

（4）従事者、利用者及び利用予定者に対する検査が対象となります。

ただし、上記の表の訪問系サービスに該当する事業所の利用者及び利用予定者並びに地域密着型介護福祉施設（密着特養）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の従事者は対象外となります。

なお、東京都により別の補助や無料PCR検査事業が行われているため、原則それらを活用してください。他の補助事業等が少ない利用者及び利用予定者に対する検査分を優先するため、受付の状況によっては、申請書を提出いただいたても取り下げをお願いする場合があります。

※参考

東京都集中的・定期的検査（12月～3月分）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kensa/syutyukensareiwayonendo.html>

高齢者施設への集中的検査（PCR検査）の実施について（令和5年12月から令和6年3月まで）

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/pcrkit05-12-03.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/pcrkit05-12-03.html)

(「従事者」の定義)

(5) 補助対象となる「従事者」については、利用者と継続的に関わりがあるかという点を判断基準に、法人又は事業所の判断で対象者を決め、検査を実施し申請してください。

(「利用予定者」の定義)

(6) 「利用予定者」とは検査を実施し陰性が確認できれば、利用開始することが予定されている者を指します。

(対象とならない場合)

(7) 他の補助金等を受けている検査、行政検査及び保険診療で行われた検査は対象外となります。

また、従業者、利用者及び利用予定者が法人または事業所を通さず、独自に自費で行ったものについても対象外となります。

(申請の単位)

(8) 申請は法人ごとに、補助を受けたい全ての事業所分を取りまとめて申請してください。

なお、「申請する検査を受けた実人数(同一人物が複数回検査を受けた場合は1人として数える)×1検査当たりの補助上限額(PCR検査20,000円、抗原検査7,500円)」を「法人単位の補助上限額」とし、この範囲内であれば、同じ人が複数回受けた検査分の費用も申請いただけます。

〈例〉

A氏 PCR検査 5,000円

B氏 PCR検査 15,000円×2回  
抗原検査 3,500円×2回

→ PCR検査2人×20,000円+抗原検査1人×7,500円  
=47,500円【法人単位の上限額】

実際にかかった合計額は42,000円  
合計補助額 42,000円

なお、令和5年(2023年)11月30日以前の実施分について一度申請いただいている法人も、令和5年(2023年)12月1日以降新たな検査を実施している場合、その分について申請いただけます。また、令和5年(2023年)11月30日以前の実施分についての申請で一度申請した被検査者についても、令和5年(2023年)12月1日以降改めて検査を実施している場合、その方の分も含めて申請いただけます。

※法人上限額算出に係る「実人数」の取り扱いについて

補助対象期間(今回は令和5年(2023年)12月1日~令和6年(2024年)3月29日)の間に同じ人が同じ種類の検査を複数回行ったとしても、法人上限額算出の際の「実人数」としては「1人」として数えます。

(申請時提出する書類)

(9) 申請時必要な書類は、以下の書類になります。

- ア 交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- イ 所要額調書
- ウ 事業計画書兼事業報告書
- エ 検査実施者名簿
- オ 請求書(第3号様式)【法人印を上下2箇所お願いいたします。】
- カ 表明・確約書(第4号様式)
- キ 領収証等のコピー(原則、事業所ごと。)

ア～カについてはHP上に様式を公開しておりますので、ダウンロードし必要事項を記入の上、高齢者いきいき課窓口又は郵送(申請締切日必着)にて提出してください。(領収書等が申請締切日までに発行されない場合は、その他の必要書類を締切日までに提出し、領収書等は発行され次第速やかに提出してください。)なお、請求書に記載する振込口座は、名義が申請者名(法人名)と同じ、あるいは名義に申請者名(法人名)を含んでいるものを記載してください。

※ア～エは同じエクセルデータ内に入っています。

(領収証等に係る留意点)

(10) 領収証等には以下の内容を記載するよう支払先に依頼してください。

- ア 検査種類
- イ 検査実施年月日
- ウ 医療機関・検査機関名
- エ 検査を受けた人数
- オ 1人当たりの検査費用
- カ 総領収金額
- キ 検査費用を支払った法人又は事業者名

なお、すでに発行済みの領収証等に記載されていない内容がある場合及び領収書等自体に記載が難しい場合は、資料を別に添付する形でも構いません。

また、管理者等の個人名で発行した領収書等がある場合は、費用が最終的に事業所又は法人から支払われたことが分かる書類を添付してください。(出納簿等に法人名を記載し法人印を押印する等)

## 2. PCR検査等を実施する際の注意事項

- (1) 検査の特徴や精度をよく理解の上、医師や検査機関の指示・説明を踏まえて実施してください。
- (2) 無症状者への検査(自主検査)を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、各法人・事業所で検討してください。保健所は自主検査に関する問い合わせに対応できませんのでご注意ください。
- (3) 検査の実施に当たっては、あらかじめ陽性者が判明した場合に備え、事業所における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、他利用者の対応など必要と思われる事項を検討してください。

## ア 検査対象者の設定

事業所において、無症状者への検査を実施する場合には、事業所における検査の実施体制や陽性者が判明した場合の対応方針等も踏まえて、対象者を設定してください。

### ※注意※

- ・症状がある方は、医療機関を受診してください。
- ・行政検査の対象となる方は、補助対象外となります。

## イ 検査方法の選定

(ア) 補助対象となる検査方法は、従事者及び利用者に対するPCR検査及び抗原定量検査、並びに利用者に対する抗原定性検査です。

(イ) 採取する検体は、無症状者の場合、鼻咽頭ぬぐい液か唾液になります。  
高齢の利用者については、唾液の採取が難しいことがあります。

(ウ) 各法人・事業所において医療機関や検査機関と契約し、検体採取と検査を実施してください。

(エ) 検査に際しては、できる限り医師等の協力を得て、事業所内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築した上で実施してください。

### ※注意※

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査は、主に症状がある方や濃厚接触者を対象とする行政検査が優先されます。無症状者への自費検査は、地域のPCR検査体制の状況によっては受けられない場合も想定されます。本事業は検査の受診を保証するものではありません。
- ・ 自費検査については厚生労働省ホームページにおいても注意喚起がなされていますので、ご確認ください。

### 厚生労働省ホームページ

「社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00199.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html)

## ウ 陽性結果が出た場合の注意

(ア) 検査機関の検査で、医師の関与なく実施した場合、検査結果が確定診断となりません。検査結果が陽性であった場合には、医療機関（かかりつけ医や協力医療機関など）の受診が必要です。

(イ) 検査は、一定の割合で偽陰性・偽陽性が出現します。陰性となった場合でも標準的な感染対策は引き続き行う必要があります。